

国住指第 276 号
令和 6 年 10 月 25 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に
関する安全上必要な技術的基準を定める件等の改正について（技術的助言）

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に
関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示
第 964 号）が令和 6 年 6 月 27 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなっ
ている。

また、現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する
告示（令和 6 年国土交通省告示第 1005 号）についても、令和 6 年 7 月 9 日に公布され、令
和 7 年 4 月 1 日から施行（一部公布日施行）されることとなっている。

さらに、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び建築基準法
施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算
により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を
確かめた場合の構造計算書を定める件の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第
1012 号）についても、令和 6 年 7 月 10 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されるこ
ととなっている。

加えて、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関す
る安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告
示第 1167 号）についても、令和 6 年 9 月 19 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行され
ることとなっている。

については、それらの運用に係る細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第
245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用
に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対し
ても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周
知していることを申し添える。

記

第1 枠組壁工法に関する基準の見直し

(平成13年国土交通省告示第1540号及び平成19年国土交通省告示第826号関係)

「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」(平成13年国土交通省告示第1540号。以下「告示第1540号」という。)について以下のとおり改正するとともに、「構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件」(平成13年国土交通省告示第1541号。以下「告示第1541号」という。)に定められていた建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第8条の3の規定に基づく耐力壁の仕様等の構造方法を告示第1540号に規定した。また、木質接着パネル工法(木質プレハブ工法より名称を変更)については、告示を新設する予定であり、告示第1540号から当該工法に関連する規定を削除した。これらに伴い、告示第1541号を廃止するとともに、告示第1540号の名称を「枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」に改正した。

また、「建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件」(平成19年国土交通省告示第826号。以下「告示第826号」という。)の一部を以下のとおり改正した。

1 壁量基準等の整備

(1) 存在壁量への準耐力壁等の算入(告示第1540号第5第4号表3関係)

存在壁量(木造建築物の各階に設けられる耐力壁等の長さに、耐力壁等の種類ごとに定められた倍率を乗じて得た数値の合計をいう。以下同じ。)について、改正前の規定では耐力要素として見込んでいない開口部まわりなどの垂れ壁・腰壁等(以下「準耐力壁等」という。)についても、一定の耐震性への寄与が期待できることから、今般新たに倍率を設定し、存在壁量に算入できるようにした。

存在壁量に算入可能な準耐力壁等は、告示第1540号第5第6号に規定する耐力壁線路上にない間仕切壁と、垂れ壁及び腰壁である。具体的な構造方法の基準及び倍率の算定方法は、以下の表1のとおりとした。

表 1 準耐力壁等の基準・倍率

	間仕切壁	垂れ壁・腰壁
材料	面材	面材
くぎ打ち	壁の枠組の全面にくぎ打ち	壁の枠組の全面にくぎ打ち
幅	90 c m以上	90 c m以上かつ 2 m以下 ^{※1}
高さ	横架材間内法寸法	36 c m以上 ^{※1}
その他	—	両側の耐力壁の枠組のそれぞれに連続すること
倍率	材料の 基準倍率 $\times 0.6$ ^{※2}	材料の 基準倍率 $\times 0.6 \times \frac{\text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$

※1 複数の面材を使用する場合は、同じ材料で一続きとなっている場合に限る。

※2 間仕切壁の倍率（両面に設けた場合を含む）が 1.5 を超える場合にあっては、当該壁の周辺を有効に補強しなければならない（当該壁の直下が基礎・土台であること等）。

(2) 地震に対する必要壁量の算定の基準の見直し（告示第 1540 号第 5 第 4 号イ関係）

枠組壁工法を用いた建築物の地震に関する必要壁量について、以下の算定式により算定することとした。なお、改正前の基準と同様、積載荷重には積雪荷重を含むものとしている。

<算定式（床面積あたりの必要壁量）>

$$L_w = (A_i \cdot C_o \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

L_w : 単位面積あたりの必要壁量 (cm/m²)

A_i : 層せん断力分布係数

(昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 3 に定める式により算出した数値)

C_o : 標準せん断力係数

0.2 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。) 第 88 条第 2 項の規定により指定した区域の場合は 0.3) とする。

Σw_i : 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和 (kN)

(多雪区域においては、更に積雪荷重に 0.35 を乗じて得た数値を加える)

A_{fi} : 当該階の床面積 (m²)

(3) 地震に対する必要壁量と存在壁量の比較（告示第 1540 号第 5 第 4 号関係）

各階及び各方向につき、(1) の見直しを踏まえて算出した存在壁量が (2) で算出した必要壁量以上であることを確認することとした。

その際に準耐力壁等において、たて枠の折損等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生じるおそれのないことが確かめられた場合を除き、存在壁量に算入する準耐力壁等の必要壁量に対する割合は2分の1以下としなければならないこととしている。

(4) 構造計算ルート1における壁量充足率比の確認（告示第1540号第11第2号ハ関係）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により構造計算を要する建築物の高さを合理化し、ルート1の構造計算で設計可能な木造建築物の規模が16m以下に拡大することに伴い、階数が3であって、高さが13mを超え、16m以下のものについて、ルート1の構造計算により検証を行う場合に、これまでのルート2の構造計算において検証を求めていた令第82条の6第2号イに規定する剛性率に代わり、各階の壁量充足率（存在壁量を必要壁量で除した数値をいう。以下同じ。）を用いた仕様規定の確認を求めることとした。

具体的には、以下の式により各階の壁量充足率を各階の壁量充足率の平均値で除した値（以下「壁量充足率比」という。）を算定し、それぞれ0.6以上であることを確認することとする。ただし、剛性率の規定に適合する場合は、壁量充足率比の確認は不要である。

<算定式（壁量充足率比）>

$$R_f = r_f / \bar{r}_f$$

R_f : 各階の壁量充足率比 (≥ 0.6)
r_f : 各階の壁量充足率
\bar{r}_f : 当該建築物についての r_f の相加平均

(5) 必要壁量の算定のための表計算ツールの整備

実際の建築計画において、(2)の算定式等を直接用いなくとも容易に必要壁量の算定が可能となるよう、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会において、表計算ツールを整備した。

表計算ツールの所定の欄に、建築物の各階の階高、各階の床面積、積雪区域の積雪単位荷重、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無を選択することで、必要な壁量の算定に用いる床面積に乗ずる値が自動的に算定される。

太陽光発電設備等の重量、天井及び外壁に用いる断熱材の密度及び厚さは、初期値が与えられているが、実況に合わせて任意に入力することも可能としている。

表計算ツールは、以下のホームページにおいて公開している。

一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会 ホームページ

URL : <https://www.2x4assoc.or.jp/technology/technical/>

表計算ツールにおいて採用している荷重等の諸元は、大部分の計画が網羅できるように設定しているが、より合理的な建築計画が必要な場合は、改正後の基準による算定式により直接検証することや構造計算により検証することが考えられる。

なお、確認申請において、基本的に表計算ツールの出力結果の提出までは求めないこととする。

2 構造計算ルート2の創設（告示第1540号第10及び告示第826号第2号関係）

以下の条件に適合する地階を除く階数が6以下の枠組壁工法を用いた建築物は、架構形式及び建築物の部分に応じた応力割増しを行うことで、ルート2同等の構造計算により安全性を確かめることができることとした。

<条件>

- ・耐力壁の上部の端根太及び側根太には、厚さ89mm以上の集成材規格に規定する構造用集成材、木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用し、床根太、耐力壁の上枠又は頭つなぎ及び床材に構造耐力上有効に緊結すること。
- ・耐力壁の両端部の周囲の部材の種類及び配置を考慮して、当該耐力壁の頂部又は脚部に生ずる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことを確かめること。
- ・耐力壁の壁材は、構造用合板、化粧張り構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、構造用パーティクルボード、MDF又は構造用MDFとすること。

3 その他の改正事項

(1) 床根太・たるきに関する規定の合理化

（告示第1540号第4第3号及び第7号ロ並びに第7第2号及び第9号ロ関係）

改正前の規定では床根太・たるきの間隔が65cmを超える場合には建築物全体の構造計算を行う必要があるところ、床版、小屋組又は屋根版について部分的な構造計算による検証を行うことで、当該検証を行った床版、小屋組又は屋根版の床根太・たるきの間隔が65cmを超えることができることとした。このとき、床版及び小屋組の緊結方法の規定は適用除外されることとなる。

(2) たて枠と床組との金物等による緊結の合理化

（告示第1540号第11第2号及び第3号関係）

外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組との金物等による緊結に係る規定（告示第1540号第5第9号）について、ルート1の構造計算を行うことで適用除外できることとした。

(3) 床版・屋根版の面材へのMDFの追加

（告示第1540号第4第6号及び第7第8号関係）

床版及び屋根版に使用可能な面材として、従前の構造用合板やパーティクルボード

等に加え、MDFを追加した。

第2 伝統的構法等に関する基準の見直し

(平成28年国土交通省告示第690号及び平成28年国土交通省告示第691号関係)

「柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件」(平成28年国土交通省告示第690号。以下「告示第690号」という。)及び「床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件」(平成28年国土交通省告示第691号。以下「告示第691号」という。)の一部を以下のとおり改正した。

1 耐力壁線間距離の規定の見直し(告示第691号第2号ハ関係)

伝統的構法等で用いられる床組等に板張りをを用いる場合の規定において、耐力壁線間距離を改正前の規定では表に定める数値以下としなければならないとしているところ、次の算定式により計算した数値(最大耐力壁線間距離)以下でなければならないこととした。

<算定式(最大耐力壁線間距離)>

$$l = \frac{100}{\alpha \times Lw}$$

l	: 最大耐力壁線間距離 (m)
α	: 耐力壁線の配置に応じた数値 (1/4, 1/2, 1のいずれか)
Lw	: 昭和56年建設省告示第1100号第3第1項第1号に規定する単位面積当たりの必要壁量 (cm/m ²)

2 階高が3.2mを超える場合の取扱い

伝統的構法等に関する規定について、階高(当該階の横架材上端の相互間距離)が高くなるほど構造上不利となることから、階高が3.2mを超える場合は制限を設けることとした。

具体的には、表2のとおり(ろ)欄に掲げる値に(は)欄に掲げる算定式により算出された低減係数を乗じる。ここで、Hは当該階の階高(m)とする。

表2 低減係数の種類

(い)該当条文	(ろ)低減係数を乗じる値	(は)低減係数の算定式
告示第690号第2第2号	表に掲げる低減係数	3.2/H
告示第691号第2号ハ	最大耐力壁線間距離	1-0.1×(H-3.2)
告示第691号第2号ニ	耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比	1-0.15×(H-3.2)

また、告示第 691 号第 3 号チの表において、小屋ばり組が接する階の側端部分を除いた部分（以下「内壁部分」という。）の必要壁量に乗じる数値に階高に応じた値（ $(H-3.2) \times 0.05$ ）を加算することとした。ただし、内壁部分の必要壁量に乗じる数値及び加算する数値の合計値が 0.5 を超える場合は 0.5 とする。

第 3 経過措置

第 1 及び第 2 の木造の建築物における壁量計算については、改正後の基準の円滑施行の観点から、告示施行後 1 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）は、地階を除く階数が 2 以下、高さが 13m 以下及び軒の高さが 9 m 以下である延べ面積が 300 m²以内に限り、改正後の基準によることとするための設計の変更時間に時間を要すること等により、当該基準により難しいと認められる場合に改正前の基準によることができるとする経過措置を設けることとした。本経過措置の適用上の留意点は以下のとおりである。

① 審査内容

経過措置を適用する場合であっても、壁量について改正前の基準に適合していることの審査がなされることとなる。

② 壁量計算

経過措置を適用して改正前の基準により壁量の算定を行う場合にあっては、第 1 の 1（1）等を適用しないこととなるため、準耐力壁等の算入は不可である。

③ 様式の記載事項

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）を改正し、別記第 2 号様式の確認申請書（第三面 18.）と別記第 3 号様式の建築計画概要書（第二面 20.）に、経過措置の適用の有無の記載欄を設けている。

枠組壁工法又は伝統的構法等に関し、経過措置の適用にあたっては、「イ. 適用の有無」の欄で「有」、「ロ. 適用があるときは、その区分」の欄で「その他」を選択したうえで、「その他必要な事項」の欄に該当する告示番号等を記載する。

④ 提出図書

建築確認及び検査においては、「改正後の基準により難しいと認められる場合」に該当することを示すための図書の提出は必要ない。

⑤ 建築主等への説明

経過措置の適用にあたっては、建築士は建築主等に対して経過措置を適用すること及びその理由並びに設計によっては令和 8 年 4 月 1 日以降に既存不適格となる可能性があることについて説明することが望ましい。

第4 無筋コンクリートの基礎の廃止（平成12年建設省告示第1347号関係）

「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」（平成12年建設省告示第1347号）の一部を改正した。

具体的には、改正前の規定では著しい不同沈下等の生ずるおそれのない強固の地盤においては、無筋コンクリートの基礎とすることができることとされているが、地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎としなければならないこととした。

第5 レディーミクストコンクリートのJISの見直し（平成12年建設省告示第1446号関係）

「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成12年建設省告示第1446号）の一部を改正した。

具体的には、指定建築材料であるレディーミクストコンクリートが適合すべき日本産業規格を「JIS A5308（レディーミクストコンクリート）-2019」から、「JIS A5308（レディーミクストコンクリート）-2024」に改めた。

なお、本改正は公布日（令和6年7月9日）施行である。

第6 地盤調査方法の見直し（平成13年国土交通省告示第1113号関係）

「地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件」（平成13年国土交通省告示第1113号）の一部を改正した。

具体的には、同告示第1に定める地盤調査の方法に「動的貫入試験」を位置づけ、標準貫入試験については「動的貫入試験」に含めるものとした。

また、同告示第2に定める「スウェーデン式サウンディング試験」の名称については、当該試験方法のJIS A1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）-2013が、JIS A1221（スクリュウエイト貫入試験方法）-2020に置き換えられたことに伴い、「スクリュウエイト貫入試験」に改めた。

なお、本改正は公布日（令和6年7月9日）施行である。

第7 アルミニウム合金造の基準の見直し

（平成14年国土交通省告示第410号及び平成13年国土交通省告示第1024号関係）

「アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」（平成14年国土交通省告示第410号。以下「告示第410号」とい

う。)及び「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件」(平成13年国土交通省告示第1024号。以下「告示第1024号」という。)の一部を以下のとおり改正した。

1 延べ面積を200㎡超とすることができる構造方法の追加

(1) 高さが13m超又は軒の高さが9m超のアルミニウム合金造の建築物

(告示第410号第1第2号イ(2)関係)

アルミニウム合金造の建築物であって、地階を除く階数が3以下及び高さが16m以下、かつ、高さが13m超又は軒の高さが9m超のものについて、延べ面積を200㎡超とすることができる構造方法の要件を新たに規定した。

新たな規定において、許容応力度計算には標準せん断力係数を0.3以上等とした地震力を用いることとしているが、各階の層間変形角の計算には標準せん断力係数を0.2以上とした地震力を用いることとした。また、層間変形角の計算にあたっては、地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっても、層間変形角は1/120以内ではなく1/200以内とする必要がある。

(2) アルミニウム合金造と木造その他の構造とを併用する建築物

(告示第410号第1第2号ロ関係)

アルミニウム合金造と木造その他の構造とを併用する建築物について、延べ面積を200㎡超とすることができる構造方法の要件を新たに規定した。

(3) アルミニウム合金造のカーポート等(告示第410号第1第4号関係)

アルミニウム合金造のカーポート等について、延べ面積を200㎡とすることができる構造方法の要件を新たに規定した。

2 柱の脚部に関する基準の見直し(告示第410号第4及び第10関係)

露出形式柱脚において、改正前の規定では保有水平耐力計算を行う場合に所定の戻り止めを施すこと及びアンカーボルトの基礎に対する定着を所定の構造とすること(以下「戻り止めの対応等」という。)を求めないこととしていたが、保有水平耐力計算を行う場合においても戻り止めの対応等を求めることとした。

また、根巻き形式柱脚において、改正前の規定では保有水平耐力計算を行う場合に根巻き部分の高さ及び主筋を所定の構造とすること(以下「根巻き部分の構造等」という。)を求めないこととしていたが、許容応力度計算においても根巻き部分の構造等を求めないこととした。

3 斜材に採用できる材料の追加(告示第410号第6関係)

アルミニウム合金造の斜材に採用できる材料として、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材を追加した。

4 アルミニウム合金材の基準強度の追加（告示第 1024 号第 3 第 7 号関係）

JIS H4000-1999 に定める A6061-T6 及び A6061-T651 に対応するアルミニウム合金材の板材の基準強度を追加した。

また、JIS H4080-1978、JIS H4080-1999 又は JIS H4100-1999 に定める A6N01-T5 に対応する押し材の基準強度について、改正前の規定では厚さによらず一律の値としていたが、厚さを 2 つの区分に分けて値を定めることとした。

第 8 構造計算ルート 1 を適用可能な建築物に関する基準の見直し

（平成 19 年国土交通省告示第 593 号、平成 19 年国土交通省告示第 1274 号及び平成 27 年国土交通省告示第 189 号関係）

「建築基準法施行令第 36 条の 2 第 5 号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件」（平成 19 年国土交通省告示第 593 号。以下「告示第 593 号」という。）、「許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」（平成 19 年国土交通省告示第 1274 号。以下「告示第 1274 号」という。）及び「建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」（平成 27 年国土交通省告示第 189 号。以下「告示第 189 号」という。）の一部を以下のとおり改正した。

1 構造計算ルート 1 を適用可能な建築物の追加

（1）高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超の鉄骨造の建築物（告示第 593 号第 1 号ハ関係）

鉄骨造の建築物であって、地階を除く階数が 3 以下及び高さが 16m 以下、かつ、高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超のものについて、構造計算ルート 1 を適用可能な建築物の要件を新たに規定した。

新たな規定において、許容応力度計算には標準せん断力係数を 0.3 以上等とした地震力を用いることとしているが、各階の層間変形角の計算には標準せん断力係数を 0.2 以上とした地震力を用いることとした。また、層間変形角の計算にあたっては、地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっても、層間変形角は 1/120 以内ではなく 1/200 以内とする必要がある。

また、告示第 593 号第 1 号ハ（2）（i）に示す筋かいに構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめる特別な調査又は研究の結果並びに同号ハ（4）及び（5）に示す鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことを確かめる特別な調査又は研究の結果は、原則として第三者による評価等によって確かめられた特別な調査又は研究の結果を用いるものとする。

(2) 高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超の鉄骨造と木造その他の構造とを併用する建築物（告示第 593 号第 5 号関係）

木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造とを併用する建築物であって、地階を除く階数が 3 以下及び高さが 16m 以下、かつ、高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超のものについて、構造計算ルート 1 を適用可能な建築物の要件を新たに規定した。

(3) 高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超の薄板軽量形鋼造の建築物（告示第 593 号第 1 号関係）

鉄骨造のうち薄板軽量形鋼造の建築物であって、地階を除く階数が 3 以下及び高さが 16m 以下、かつ、高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超のものについて、いわゆる構造計算ルート 1 - 1 を適用可能な建築物として新たに規定した。

(4) 組積造等の建築物（告示第 593 号第 3 号関係）

組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であって、地階を除く階数が 3 以下、かつ、高さが 13m 以下及び軒の高さが 9 m 以下のものについて、構造計算ルート 1 を適用可能な建築物として新たに規定した。

2 幅厚比制限の明確化（告示第 593 号第 1 号ロ(6)及び(7)関係）

いわゆる構造計算ルート 1 - 2 において、改正前の規定では、柱及びはりに局部座屈によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたものでなければならないとしていたが、柱及びはりに炭素鋼又はステンレス鋼を用いる場合にあっては、幅厚比を制限（柱及びはりに FA 材の断面を使用すること）する規定を追加した。

3 張り間方向と桁行方向に異なる構造計算を適用する場合の規定の追加（告示第 1274 号第 3 号及び告示第 189 号第 4 号関係）

鉄骨造の建築物のうち、地階を除く階数が 3 以下及び高さが 16m 以下、かつ、高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超であって、延べ面積が 500 m² 以内及び柱相互の間隔が 6 m 以下のものについて、張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向に構造計算ルート 1 を、それ以外の方向に構造計算ルート 2 又はルート 3 を適用可能とし、それぞれルート 2 同等又はルート 3 同等の構造計算の基準として新たに規定した。

第 9 耐震診断の指針に係る軸組の倍率の見直し （平成 18 年国土交通省告示第 184 号関係）

「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件」（昭和 56 年建設省告示第 1100 号。以下「告示第 1100 号」という。）の改正を踏まえ、「建築物の耐震診断及び耐震改

修の促進を図るための基本的な方針」(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)の一部を改正した。

具体的には、同告示の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」の別表第 2 (15)に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組について、改正前の規定では倍率の上限を 9.8 k N (告示第 1100 号においては 5 倍相当)としているところ、上限を引き上げ、最大 13.72 k N (告示第 1100 号においては 7 倍相当)とした。

第10 木造と鉄筋コンクリート造の構造とを併用する建築物等の剛性率規定の合理化 (平成 19 年国土交通省告示第 1274 号関係)

「許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」(平成 19 年国土交通省告示第 1274 号)の一部を改正し、上層部分を鉄骨造又は木造、下層部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とした建築物について、ルート 2 同等の構造計算の基準を新たに規定した。

本構造計算を行うことにより、令第 82 条の 6 第 2 号イの規定による建築物全体での剛性率が 0.6 以上であることの確認が不要となる。